

市からの連絡帳

定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税は含まれません)

要件

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること 平成21年6月4日～平成22年3月31日に新築された住宅であること 居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること 居住部分の床面積が50㎡(一戸建以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下であること

減額期間

住宅の種類	減額期間
3階建以上の中高層耐火住宅	新たに課税される年度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年間

減額割合

床面積	固定資産税の減額割合
120㎡以下の場合	2分の1
120㎡を超え280㎡以下の場合	120㎡相当分まで2分の1(120㎡を超える部分は減額されません。)

必要書類

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し(下記行政庁が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)

申告について

平成21年中に新築した場合は、平成22年1月31日までに申告してください。

☎東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課(☎464-2154) 資産税課 田(☎460-9830)

高齢者支援

介護保険料納入通知書の送付

平成21年度の介護保険料納入通知書を7月中旬に発送します。

介護が必要になったときに、安心

10月から義務教育就学児医療費助成制度が変わります ~医療費助成が拡大し、一定期間所得制限を撤廃!~

市では一定の所得制限を設け、小・中学生の医療費を一部助成していますが、10月から医療費助成が1割から3割(一部負担金あり)と拡大し、10月1日から平成22年3月31日までの間は、所得制限がなくなり全員が対象となります。

この制度を利用していない方へ7月下旬にお知らせと申請書を郵送します。申請しないと助成が受けられませんのでご注意ください。8月中旬に申請があった方には、9月下旬に③医療証を交付します。

現在、③医療証をお持ちの方は、申請する必要はありません。

☎市内在住の児童(平成6年4月2日～平成15年4月1日生まれ)の保護者

助成範囲

通院 保険診療を受けたときの自己負担金額から一部負担金(1回200円)を除く額

して介護サービスを利用できるよう、保険料を期限内に必ず納付してください。

納入通知書は、シルバーパス発行の手続きをするときの確認書類として活用できる場合があるため、必要な方は保管しておいてください。

~普通徴収の方は口座振替が便利~ 納付書で保険料を納めていただく方には、口座振替依頼書を同封します。

口座振替依頼書に必要事項を記入、捺印のうえ、市指定の金融機関・郵便局(ゆうちょ銀行)でお申し込みください。

市指定の金融機関・郵便局(ゆうちょ銀行)は、納付書の裏面に記載しています。

高齢者支援課 保(☎438-4031)

福祉

障害者自立支援法の利用者負担の軽減に係る資産要件の撤廃

7月から、更なる利用者負担軽減のため、障害福祉サービスに係る負担上限月額軽減措置の適用時に設けていた「資産要件」(世帯1000万円・単身500万円)を撤廃するとともに、施設入所者の個別減免時の収入認定から「心身障害者扶養共済給付金」(扶養年金)が除外となりました。

このことにより、利用者負担の軽減対象となる方には、6月に通知および申告書を送付しています。

障害福祉サービスに携わる人材の確保やサービスの質の向上を図るため、4月から障害福祉サービス費用(報酬)額が改定されました。ただし、ひと月の利用料金が負担上限月額に達している場合、実質的な利用者負担額に変更はありません。

障害福祉課 保(☎438-4034)

子育て

乳幼児医療費助成制度

未就学児全員の方を対象に医療費

助成を行っています。

転入、出産された方は、忘れずに申請してください。申請のない場合助成が受けられません。

☎市内在住の健康保険に加入している乳幼児(平成15年4月2日以降の生まれ)の保護者の方 所得制限はありません。

範囲 乳幼児が保険診療を受けたときの自己負担金額(健康診断、入院時食事代、薬容器代は助成対象外)

期間 10月1日～平成22年9月30日(10月1日以降は申請日からの助成。期間内に受給要件を失ったときはその前日まで)

必要なもの 印鑑 お子さんの加入している健康保険が確認できるもの 申請者の健康保険証の写し、または年金加入証明書 平成21年度所得証明書(平成21年1月2日以降に転入した方) その他必要書類 なお、すでに提出されている方は、必要ありません。

申請場所 子育て支援課(田無庁舎1階) 市民課(保谷庁舎1階) 子育て支援課 田(☎460-9840)

③・④医療助成制度

~「現況届」について~

現在、③・④医療証をお持ちの方は、公簿で所得状況等を確認し、引き続き対象者であるか否かを判断することが出来る場合に「現況届」を省略します。

公簿で確認が出来ない方には8月初旬に「現況届」をお送りします。

「現況届」をお送りする方は、平成21年度の所得の確認が出来ない方(平成21年1月2日以降転入者で平成21年度所得証明書未提出の方) 申請者が市外に住民登録をされている方 外国人登録者(永住者以外の方) などの方です。

なお、申請時に届けた事項(加入保険等)変更があり、まだ「変更届」を提出していない方は至急手続きをしてください。

子育て支援課 田(☎460-9840)

その他

寄付

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

*西野 和志 様【一万円】

秘書広報課 田(☎460-9803)

地域活動情報ステーション 操作説明会

☎7月28日(火)午後2時～3時30分

☎保谷庁舎

☎14団体(1団体2人以下・先着順)

☎参加希望の団体は、団体登録用紙、会則、団体の写真1枚を7月24日(金)までに、企画政策課(田無庁舎3階)へ直接持参。

すでに登録済みの団体で、操作説明会への参加を希望する場合は、電話・メールにてご連絡ください。

Q地域活動情報ステーションって?

地域活動情報ステーションとは、市が運営する公式サイトで、NPO法人、ボランティア団体、文化・スポーツサークルなどの皆さんが登録できる専用サイトです。

☎http://nishitokyo.genki365.net/

市の☎からもご覧いただけます。

Q登録すると何が出来るの?

「私たちの団体はこういう活動をしています!」という団体情報を市民にPRできます!

ボランティアや新規会員の募集などを広く市民に発信できます!

発表会などのイベント情報を市民に知らせることが出来ます!

企画政策課 田(☎460-9800)

地上デジタル放送説明会

平成23年(2011年)7月24日に今までのテレビ放送(地上アナログ放送)は終了し、地上デジタル放送に切り替わります。

地上デジタル放送をご覧いただくために「総務省東京都西テレビ受信者支援センター(デジサポ東京西)」が、8月に説明会を開催します。開催日時などの詳細は、市報8月1日号をご覧ください。



「地上デジタルテレビ早わかりガイド」を企画政策課(田無庁舎3階)で配布しています。

企画政策課 田(☎460-9800)

「平成21年全国消費実態調査」にご協力を

9～11月までの3か月間にわたり全国消費実態調査が全国で実施されます。

この調査は、国民の暮らし向きを家計の面から総合的にとらえ、わが国の所得、消費および資産の水準や構造を明らかにすることを目的としています。調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料となります。

7月中旬から東京都知事の任命を受けた調査員が調査対象区域を回り、リーフレットの配布、調査への協力依頼を行います。また、調査対象となった世帯には、8月下旬に調査関係書類を配布しますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、調査で集められた統計情報は、統計の目的以外に使用することはありません。

総務法規課 田(☎460-9810)



シンボルマーク